第４　損益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（認可特定保険業者）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

［(1)～(6)　略］

(7)　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(8)　［略］

［２～５　略］

第５　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第４　損益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（認可特定保険業者）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(6)　同左］

［加える。］

(7)　［同左］

［２～５　同左］

第５　［同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令（以下「新命令」という。）別紙様式第一号第３記載上の注意１(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法等の一部を改正する法律附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

２　新命令別紙様式第一号第３記載上の注意１(2)⑥及び同様式第４記載上の注意１(7)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

３　新命令別紙様式第一号第３記載上の注意１(3)の規定は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

○内閣府・厚生労働省令第三号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項並びに同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。